

山梨県生活困窮者支援対策事業費補助金交付要綱

(住宅手当緊急特別措置事業)

(通 則)

第1条 山梨県生活困窮者支援対策事業費補助金(以下「補助金」という。)については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(目 的)

第2条 この補助金は、貧困・困窮者が安心して生活が送れるように、生活、就労、住宅等の必要な支援を行うことを目的とし、これに要する経費について予算の範囲内で補助する。

(定 義)

第3条 この交付要綱において、「生活困窮者支援対策事業」(以下「対策事業」という。)とは、次の各号に掲げる事業をいう。

ア 住宅手当緊急特別措置事業

「住宅手当緊急特別事業の実施について」(平成21年7月9日社援発0709第7号厚生労働省社会・援護局長通知)に基づき、市が実施する住宅手当緊急特別措置事業

イ ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業

「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知)の別紙「セーフティネット支援対策等事業実施要綱」の別添16に基づき、市町村(地方自治法第284条第2項に規定する一部事務組合及び同条第3項に規定する広域連合を含むとする。)(以下「市町村等」という。)が実施するホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業。ただし、別添16の3(5)に掲げるNPO等民間支援団体が行う生活困窮者等支援事

業に限っては、知事が適切に事業を実施できると認めた社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益法人、その他知事が適当と認める団体（以下「NPO等民間支援団体」という。）も実施主体に含めるものとする。

ウ 生活福祉資金相談体制整備事業

「生活福祉資金の貸付けについて」（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号厚生労働事務次官通知）に基づき、社会福祉法人山梨県社会福祉協議会（以下「県社会福祉協議会」という。）が生活福祉資金貸付事業を実施するため、相談員等を県社会福祉協議会又は市町村社会福祉協議会に配置する等の事業

エ 公営住宅の間仕切り等実施事業

「平成21年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金(住まい対策拡充等支援事業)の運営について」（平成22年1月28日社援発0128第1号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙「緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）管理運営要領」の別紙1「公営住宅間仕切り工事費補助事業実施要領」に基づき、市町村が実施する事業

オ 生活保護受給者就労支援事業

「セーフティネット支援対策事業の実施について」（平成17年3月31日社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙「セーフティネット支援対策事業実施要綱」の別添1の3（1）ア及びイに基づき、市が実施する就労支援事業

（補助金の交付の対象となる経費及びその補助率）

第4条 前条に規定する対策事業に対し、交付の対象となる経費及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

（交付額の算定方法）

第5条 この補助金の交付額は、対策事業の合計実支出額から寄付金その他の収入を控除

した額と、知事が必要と認めた額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする市町村等の長、県社会福祉協議会長及びNPO等民間支援団体の長（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認められるときは補助金の交付決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助事業者は、対策事業に要する経費の配分又は事業の内容の変更（別表第5欄に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、変更承認申請書（様式第2号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業者は、対策事業を中止又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業者は、事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、当該対策事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起

算して1箇月を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第4号）に関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

（額の確定）

第10条 知事は、前条の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第8条第1号に基づく承認をした場合は、その承認した内容）に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 知事は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、概算払いにより交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払いを受けようとする場合は、概算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（財産の管理及び処分の制限）

第12条 補助事業者は、対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまで、知事の承認を受けないで、この対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 補助事業者が、知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、

その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

- 4 補助事業者は、対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、対策事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- 5 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第13条 補助事業者は、対策事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し対策事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月30日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年2月24日から施行し、平成22年11月26日から適用する。

別表

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 軽微な変更
住宅手当緊急特別措置事業	知事が必要と認めた額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市が行う住宅手当緊急特別措置事業の実施に必要な次に掲げる経費 住宅手当、報酬、賃金、報償費、共済費、職員手当、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料、広告料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費 	10 / 10	<ul style="list-style-type: none"> 1 第3欄の対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合
ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業	知事が必要と認めた額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村等が行うホームレス総合相談推進事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、備品購入費、使用料及び賃借料 ○ 市町村等が行うホームレス自立支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、扶助費、入所者食料費、入所者日用品費、委託料、原材料費、備品購入費、使用料及び賃借料 ○ 市町村等が行うホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、原材料費、備品購入費、工事請負費（初年度に限る。）、使用料及び賃借料 	10 / 10	<ul style="list-style-type: none"> 2 事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合

		<p>○ 市町村等が行うホームレス能力活用推進事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、扶助費、委託料、備品購入費、使用料及び賃借料</p>		
	<p>1 団体当たり、年間2千万円を限度とする。事業実施期間が1年に満たない場合は、2千万×事業の実施月数/12ヶ月とする。</p>	<p>○ NPO等民間支援団体が行う生活困窮者等支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 人件費、旅費、役務費、賃借料、使用料、利用者食料費、備品購入費、需用費、委託費</p>	<p>10/10 ただし、補助対象経費が50万円以上の事業とする。</p>	
生活福祉資金相談体制整備事業	知事が必要と認めた額	<p>○ 県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業のため県社会福祉協議会又は市町村社会福祉協議会に相談員等を配置するのに必要な次に掲げる経費 給料、職員手当、共済費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）使用料及び賃借料、委託料</p>	<p>10/10</p>	
公営住宅の間仕切り等実施事業	公営住宅1戸当たり、31万5千円を限度とする。	<p>○ 市町村が行う公営住宅の間仕切り工事等に必要な次に掲げる経費 工事請負費、修繕料、委託料、役務費、需用費</p>	<p>10/10</p>	
生活保護受給者就労支援事業	知事が必要と認めた額	<p>○ 市が行う就労支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金</p>	<p>10/10</p>	

